

SNSやAI等のデジタル技術を使った 青少年の犯罪被害の防止に関する提言

近畿ブロック知事会

令和8年8月

SNS や AI 等のデジタル技術を使った 青少年の犯罪被害の防止に関する提言

昨今、全国的に、SNS によるバイト募集広告を騙った犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また生成 AI による性的ディープフェイクなどの事案が頻発し、青少年の被害も報じられている。特に、生成 AI による性的ディープフェイクは、アプリ等を用いて実在する子どもの画像を加工し、本人の顔が分かる状態で実写と見紛うような偽の性的画像を作成することが可能であり、SNS 等を通じて第三者に共有する行為も確認されている。自らの画像を無断で性的画像に加工されることは、被害者にとって深刻な性的搾取かつ人権侵害であり、子どもであればなおさら、その心身の健全な成長に深刻な影響を与えうるものである。

いずれも、巻き込まれた青少年の心身に多大な悪影響を及ぼす深刻な事案であり、子どもたちがこれらの犯罪に巻き込まれ被害に遭うこと、また加害者となることを未然に防ぐため、次の事項について要望する。

1 省庁横断的な対策及び国民への周知啓発

SNS や生成 AI 等のデジタル技術を使った青少年の犯罪被害や性的ディープフェイクなどの性的搾取を未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、国においては、昨年取りまとめられた「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ課題と論点の整理」を踏まえ「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」が、また、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」の「青少年保護ワーキンググループ」が設置され、議論が進められているところであるが、速やかに、省庁横断的に青少年保護措置及び被害救済策を検討し、最適な対策を講じるとともに、国民に十分な周知啓発を行うこと。

2 実在する児童の顔を加工して作成された性的画像の厳正な取締り

現行の児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。）は、実在する児童の性的自由を保護していると解されるところ、生成 AI 等により実在する児童の顔を加工して性的画像を作成する行為は同法の規制対象とされるべきであるにもかかわらず、明文化されていないことから、児童ポルノ法に規定する児童ポルノの定義について、実写の写真等のみならず、生成 AI 等により実在する児童の画像を加工して作成された性的画像も「実在する児童の性的描写」として児童ポルノに該当しうることを明確化した上で、法律に基づき厳正に取り締まること。

令和8年8月

近畿ブロック知事会

福井県知事	石	田	嵩	人
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	田	正
				純